

鳥取市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

平成30年3月16日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第26号

鳥取市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

鳥取市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年鳥取
市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第11条第12項各号列記以外の部分中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介
護医療院」を加え、同項第1号中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を
加える。

第17条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加
える。

5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じな
ければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催す
るとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
と。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。